

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に向けて －国民生活・経済及び地方に関する調査会 1 年目の活動－
著者 / 所属	久住 健治 / 第二特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	459 号
刊行日	2023-8-2
頁	19-29
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20230802.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に向けて

— 国民生活・経済及び地方に関する調査会 1年目の活動 —

久住 健治

(第二特別調査室)

1. はじめに
2. 参考人からの意見聴取及び質疑
3. 委員間の意見交換
4. 主要論点の整理
5. おわりに

1. はじめに

国民生活・経済及び地方に関する調査会（以下「調査会」という。）は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会（令和4年10月3日）に設置され、3年間を通じた調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定し、1年目は「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について調査を行った。

第211回国会においては、調査テーマのうち「社会的な困難の現状」（令和5年2月8日、4月12日）、「地域社会が抱える課題」（2月15日）及び「現下の経済情勢」（2月22日）について、12名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、委員間の意見交換（4月26日）を経て、主要論点の整理を含む中間報告を取りまとめ、6月7日、調査会長から議長に提出した¹。また、同月9日には、参議院本会議において調査会長が報告を行った²。

本稿では、調査会における1年目の調査の概要について紹介する。

¹ 本報告書は参議院ホームページに掲載されている。

〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai13ki/kokumin2023.pdf>〉（以下、URLの最終アクセスの日付は令5.6.26。）

² 第211回国会参議院本会議録第31号（令5.6.9）

2. 参考人からの意見聴取及び質疑

(1) 社会的な困難の現状（令和5年2月8日）

2月8日の調査会においては、「社会的な困難の現状」について、認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長大西連参考人、認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長赤石千衣子参考人及び認定NPO法人DPI日本会議副議長尾上浩二参考人の3名から意見を聴取し、質疑を行った³。

大西参考人から低所得者向けの支援施策について、支援現場では、従前は生活保護が利用できるほど困窮度の高い人が多かったが、現在は非正規の仕事で生活保護の基準以上の所得はあるものの、生活不安等の理由で支援を受ける人が多くなったこと、生活保護の制度の利用は、家族への扶養照会やスティグマ⁴の問題によりためらわれているため、利用しやすいものにする必要があること、児童手当の大幅な拡充や最低保障年金等の実装により、困窮する前に社会が支える仕組みをつくる必要があること等の意見が述べられた。

赤石参考人からひとり親世帯の子育ての現状と支援の必要性について、ひとり親世帯では、子育てをしっかりとやりたいと考えている一方で、掛け持ちで仕事をしている人もいるなど、仕事と子育ての両立が非常に困難な状況に置かれていること、共同親権・共同監護とは子どもに関する重要事項について共同決定をすることであるが、費用が掛かる私立高校への進学や突発的な事態に伴う緊急手術などの場合に共同決定できるか疑問があること、役所の児童扶養手当の窓口では、事実婚に手当が支給できないことから異性との交際や妊娠の有無を口頭で質問せざるを得ないと思って対応しているところがあり、質問の仕方の改善や事実婚の認定基準の変更など、対応の改善が求められること等の意見が述べられた。

尾上参考人からインクルーシブ社会への課題について、脱施設化が進んでいない状況から、地域移行を効果的、計画的に推進するための方策として地域移行コーディネーター制度の創設が求められること、全ての障がいがある子どもに対してインクルーシブ教育⁵を確保するための合理的配慮の保障、普通学校も含めた教員に対するインクルーシブ教育及び人権モデルに関する研修の確保、手話を言語とする教育等の充実を図ることが求められていること等の意見が述べられた。

委員からは、公的機能を担うNPO等を自治体の一部と考える概念を再整理する必要性、孤独・孤立と貧困との相関関係、相談機関につながっていない生活困窮者に対する効果的な支援、若年層や女性など支援を求める人が減らない背景と支援団体に対する政府の支援策の在り方、忙しい親に頼ることができないシングルファーザーの家庭に対する支援、ヤングケアラーへの支援とみんな食堂や学習支援との親和性、障がい者と健常者が同じ社会で出会い、コミュニケーションが普通に取れる共生社会を築くための改善策等について質疑が行われた。

³ 第211回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第1号（令5.2.8）

⁴ 恥の意識（社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第19回）（令4.8.24）大西連参考人提出資料）。

⁵ 障がいのある子と障がいのない子など、全ての子どもが同じ場所で多様な学び方ができるものと尾上参考人は述べている（第211回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第1号16頁（令5.2.8））。

(2) 地域社会が抱える課題（令和5年2月15日）

2月15日の調査会においては、「地域社会が抱える課題」について、福井県立大学地域経済研究所特命教授松原宏参考人、一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長藤山浩参考人及び関西大学教授宇都宮浄人参考人の3名から意見を聴取し、質疑を行った⁶。

松原参考人から地域経済の現状と課題について、地域経済を成長させるには、域外からの所得流入の増加、域外への所得漏出の減少、産業連関の効果を上げるなど、域内での所得循環の流れを様々に迂回させる工夫が重要であること、生産機能に特化した工場は、安価で豊富な労働力を持つ海外の工場に取って代わられる可能性があるため、研究開発機能などを強化して製造業の高度化を図ることが重要であること、地域経済の包摂的成長には、個性ある地域の多様性をいかし、イノベーションや創造性を惹起し、広域的な地域の自立、競争力や持続可能性を図ることが重要であること等の意見が述べられた。

藤山参考人から持続可能な地域社会について、地方都市の人口減少が非常に加速している現状があり、東京一極集中を田園回帰に持っていく必要があること、地域経済が循環型社会に向かうには、これまで顧みられなかった小規模、分散、ローカルなシステムを地元から築き直すようなアプローチが必要であること、今後の投資に向けては、地域の本当の資源である農地、山林、世帯一軒一軒までのデータをデジタルマップに整備し、食料やエネルギーの持続可能性のシミュレーションができる情報基盤をつくり、地域に秘められた底力を住民と一緒に可視化する取組が不可欠であること等の意見が述べられた。

宇都宮参考人から地方都市圏の交通政策の課題について、中心市街地が衰退している背景には、公共交通の衰退と自家用車依存度の高まりの悪循環があり、地域の公共交通がもっと便利になればこの悪循環が変わる可能性があることから、交通まちづくりとそのための統合的な政策が求められること、ヨーロッパではEUが決定した計画により、生活の質の向上のためのアクセシビリティが重視されるなど、様々な政策を統合的に行うことによって効果をもたらす統合的な政策が行われていること、日本では民間事業者が公共交通を運営しているが、民間への丸投げは大都市圏や高度経済成長があって成り立ったものであり、この仕組みを続けると、経費節減や生産性向上が問われ、低賃金で厳しい労働環境となり人手不足になってしまうこと等の意見が述べられた。

委員からは、データを分析して地方創生を進めるためにデータサイエンティストのような人材を活用する必要性、地域経済を支援する上で日常生活圏と広域経済圏との連携や省庁ごとの施策の連携を実現する方策、域内経済を循環させていくために必要な担い手と国や地方自治体との関わり方、様々な人が円滑に社会参加し支え合うインクルーシブな地域社会の実現、地域の公共交通を便利で魅力あるものへと位置付けるための方策、鉄道の上下分離方式を積極的に導入する必要性、地方路線の存続に必要な制度や財源確保のための施策、公共交通の事業者と地方自治体との距離感を改善するための方策等について質疑が行われた。

⁶ 第211回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第2号（令5.2.15）

(3) 現下の経済情勢（令和5年2月22日）

2月22日の調査会においては、「現下の経済情勢」について、大正大学地域構想研究所教授小峰隆夫参考人、株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部上席研究員久我尚子参考人及び法政大学経済学部教授酒井正参考人の3名から意見を聴取し、質疑を行った⁷。

小峰参考人から平成経済の教訓と経済政策の課題について、平成経済から我々が学ぶべきことは、国民が経済的な課題の意味を認識するまでには長いタイムラグがあり、当初の認識による民意が政策をある程度規定することで政策が後追いとなり、傷が深くなってからの対応になってしまったこと、令和に持ち越された課題としては、異次元金融緩和、財政問題、輸入インフレへの対応策、10年早まっている人口減少問題の4点があること、少子化対策で必要なものとしては、人口政策の新しい目標設定、効果的な財源を伴う予算の充実、少子化の原因の明確化、国と地方の役割分担の見直し、人口減少を前提とした社会を目指すことの5点があること等の意見が述べられた。

久我参考人からコロナ禍の個人消費と物価高について、政府の需要喚起策で外へ向かう消費が盛り上がってきているが、それが落ち着いた後、賃上げの動向によっては節約志向が色濃く出てしまわないか懸念があること、物価高対策については、エネルギー価格の激変緩和や食料価格の抑制、賃上げ支援、低所得世帯への給付も進んでいるが、究極といえる政策は将来世代の経済基盤の安定であること、働きたいという希望があるのに働けない女性もおり、大きな機会損失となっている中、安心して働き続けられる就労環境を整備すれば日本経済の底上げにつながり消費喚起策にもなること等の意見が述べられた。

酒井参考人から雇用のセーフティネットについて、非正規雇用に対してセーフティネットを提供するには、社会保険料拠出を条件に給付を行う枠組みでは難しいこと、求職者支援制度は、主にハローワークを訪れた求職者に対して制度への誘導が行われているため、そこに来ない在職者等には周知できないという問題があり、アウトリーチの仕方が課題となっていること、非正規雇用への支援の観点から、雇用保険から漏れ落ちた人を救済する第二のセーフティネットは重要であるが、現在の制度で機能しているかどうかは今後も点検していく必要があること等の意見が述べられた。

委員からは、政策立案の前提となる経済情勢を正しく認識するために必要と思われる視点、物価高が継続する見通しの中で最も力を入れるべき経済対策、物価高の影響に対する子育て支援の効果的な給付方法、税制や社会保険上の年収の壁を突破した場合の収入の減少分を給付で補填することの是非、女性の非正規雇用が多く正規雇用でも賃金が低いという構造的な問題を解決する上で重要な点、求職者支援訓練における受講者が希望する職種と労働需要のある職種とのミスマッチの解消策、障がい者等の社会的に不利な人たちが対等に働けるソーシャルファームの取組等について質疑が行われた。

⁷ 第211回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第3号（令5.2.22）

（４）社会的な困難の現状（令和５年４月12日）

４月12日の調査会においては、「社会的な困難の現状」について、特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表清水康之参考人、認定特定非営利活動法人キッズドア理事長渡辺由美子参考人及び東京都立大学人文社会学部教授阿部彩参考人の３名から意見を聴取し、質疑を行った⁸。

清水参考人から子どもの自殺の現状と課題について、自殺者総数は、2006年に自殺対策基本法が制定され、2010年以降は減少傾向にある一方で、小中高校生は、2000年代の前半ぐらいから少しずつ増加を始め、コロナ禍の2020年に過去最多を更新し、2022年も更に増えていること、子どもの自殺対策は、戦略を立て、けん引する組織をつくり、予算を十分確保すれば、生きていける支援を届けることができ、その結果、生きる道を選ぶ子どもが増え、自殺を減らす状況がつかれること等の意見が述べられた。

渡辺参考人から子ども・若者・子育て家庭の状況と今後必要な支援について、従来、子どもの貧困といえはいわゆる相対的貧困層を指してきたが、子育て家庭の所得の二極化が非常に進んでいる中で、中位の層が困難を感じていることが分かってきたこと、子どもや若者に対しては、コロナ禍や物価高における支援の継続、準貧困層⁹への様々な支援の拡充、卒業後が人生の分かれ目になる高校生への支援、学習支援や体験活動、オンラインを活用し公的支援を広域で受けられる仕組みの構築、不登校の子どもへの学びの支援、高校卒業後の支援が必要であること等の意見が述べられた。

阿部参考人から貧困問題について、子どもの貧困対策は、子どもに限らず長期的な成長戦略が必要であること、子どもの貧困対策と子育て支援策とは同じものではないこと、財政を悪化させる政策は子どものためにはならないことの三つの視点が重要であること、直接支援を行う場合、子育て世帯でなくても困窮している人がいるほか、年金生活者も全員が困窮しているわけではないなど、ターゲティングが非常に困難になってきていること、子育て世帯や高齢者世帯については、ライフラインの停止を制限するといった合意をつくるなどの国民的な議論により、どのような人にも最低限保障すべき生活を明確に打ち出していく必要があること等の意見が述べられた。

委員からは、自殺の実態を解明するための専任組織の必要性和高校生の自殺原因の背景を究明する重要性、長野県の自殺対策モデルにおける機関連携の特徴とその構築で苦労した点、子どもの自殺防止のためにパッケージで支援策を提供する上でのタッチポイントの必要性、学校が自殺に至る前の子どもの異変等に気付き対応していく上での課題、児童費用が掛かり過ぎる点に着目した公教育を見直す必要性、ワーキングプアの問題を社会全体で考えていく必要性、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」を実現するための方策等について質疑が行われた。

⁸ 第211回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第４号（令5.4.12）

⁹ 世帯全員の年間収入が中央値の2分の1以上中央値未満が準貧困層である旨、渡辺参考人は述べている（第211回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第４号（令5.4.12））。

3. 委員間の意見交換

4月26日の調査会においては、委員間の意見交換が行われた¹⁰。

委員からは、立場の弱い人々や地域に寄り添う政策の必要性、最低限保障すべき生活を明確にして国民の合意を形成する必要性、人口減少や高齢化などの課題を抱える地方が連携して成長していくための政策、限界集落において深刻化する医療や介護サービスの問題への対応、機会の不平等によってもたらされた所得格差を是正するために必要となる施策、子どもの医療費無料化や学校給食費の無償化及び給付型奨学金を中心とした高等教育無償化の必要性、インクルーシブ教育の実現や障がい者の脱施設化に向けたロードマップを国会が示す必要性、少子化対策等の施策の現場を見ずに先入観で立案することの危険性、「誰も取り残されず希望が持てる社会の構築」に向けた本調査会の役割等について意見が述べられた。

4. 主要論点の整理

調査会では、これらの調査を踏まえて、以下のとおり主要論点の整理が行われた。

(1) 社会的な困難の現状

ア 生活困窮者に必要な支援策

- (ア) 困窮対策としては、最低賃金の引上げ、雇用の安定化等により就労収入を増やすことが必要である。現在の財政状況では、貧困率が上昇した分を社会保障等の再分配を増やすことのみで補うことはできない。
- (イ) コロナ禍と物価高により経済的に厳しい人が増加している。低所得者層への支援を生活保護と生活困窮者自立支援制度のみで考えていくことには限界があり、その手前の所得保障についての検討が求められる。例えば、児童手当の拡充や所得が一定水準以下の家庭に向けて家賃を補助する住宅手当は、直接的に家庭を支えられるため有効と考えられる。
- (ウ) 最低保障年金や失業給付終了後の所得保障についての議論が必要である。今後、人口構成や労働市場が変わっていく中で、社会保障の仕組みの議論を進める必要がある。
- (エ) 困窮の有無を世帯人数や年齢等の属性だけでは把握できず、支援対象の絞り込みが困難になっている。いずれの属性にも困窮している人はいるにもかかわらず声を上げたところだけが支援されるという実態があり、属性別の直接支援は限界に来ていると考えられる。
- (オ) 政府による相対的貧困層への支援は充実しつつあるが、相対的貧困層よりは上であるものの所得が中央値未満の世帯にも多様な課題が生じている。このような準貧困層は児童扶養手当等が受けられず、学習支援事業や生活支援事業も対象外となるため、貧困層に陥ることを防ぐための支援が必要である。

¹⁰ 第211回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第5号（令5.4.26）

(カ) 福祉領域と労働市場を行き来している生活困難層について、労働市場と生活保護との間をどう支援するのか、社会保障の仕組みの議論を進める必要がある。ワーキングプアの人や恒常的に低所得者が福祉領域に至るのを防ぐとともに、子育てや介護に不安を抱かないように支援する必要がある。

(キ) どのような人にでも最低限保障すべき生活を国民的な議論により明確に打ち出し、国として最低限保障すべきことのために、国民全員で身を切ろうというところまで国民の合意を得ることが重要である。

イ 生活保護制度の見直し

生活保護の申請は精神的なハードルが高いことから、オンライン申請を導入することや生活保護は権利であることの啓発や広報が求められる。また、親族に対して行われる扶養照会が生活保護の利用を妨げているのであれば、今の時代に合ったものに見直す必要がある。

ウ NPO等の支援者に対する支援等

(ア) 本来自治体が行うべき様々な分野への支援をNPO等が担っている現状を踏まえ、NPO等を自治体の一部として再整理することも考えられる。また、公的機能の担い手にふさわしい処遇も必要である。コロナ禍において支援現場の疲弊感が高まっているため、支援者への支援を拡充することも求められている。

(イ) 「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」を実現するためには、連帯あるいは包摂が必要である。余裕のある誰かの支援を期待するのではなく、皆が苦しいから皆で助け合うという動きが必要である。また、障がい者、子ども、高齢者、ひとり親、若者等の様々なグループの連携も求められる。

エ 孤独・孤立への対応

生活困窮者の多くは孤独・孤立の問題を抱えていることが多い。経済的に困窮していても頼れる関係性や社会とのつながりがあれば、必ずしも貧困とは言えない。孤独・孤立対策の法律ができれば、地域とのつながりなどの強化が加速されると考えられる。

オ ひとり親世帯への支援

(ア) ひとり親世帯は、就業率は高いが就労収入が低い状況にあり、年収100万円から200万円の層が最も多く、この層が高等教育までの教育費を捻出することは難しく、塾・習い事、部活動の費用を賄うことも困難である。生活費を確保するためには、児童手当の支給時期の隔月かつ偶数月化、児童扶養手当における満額支給の所得制限限度額の引上げや複数子加算額の増額、給食費の無償化等が考えられる。

(イ) 多くのシングルマザーが養育費を受け取れるよう養育費の取決め率を高める必要がある。離婚前後の無料の法律相談等の支援が求められる。養育費の不払に対しては、行政による代行取立て等、法務省で検討されている案よりも踏み込んだ支援が求められる。また、児童手当が実際に養育している親に支払われるように、迅速な移行手続やDV被害等により住所地変更が困難な場合の手続の改善も求められる。

カ 子どもへの支援

子どもへの支援を福祉ではなく投資と考えて早めに支援をすることにより、やがて社

会人となって社会に還元される。中でも高校生については、高校卒業後が人生の分かれ目で非常に重要となる。経済的理由で希望する進路を変更するなど、多くの子どもが将来を諦め始めている状況にあるので、支援を打ち出すべきである。また、オンラインを活用した都道府県をまたぐ広域の学習支援等を支援する仕組みが必要である。

キ 「こども保険」¹¹の課題

いわゆる「こども保険」を検討するに当たっては、未婚率や生涯無子率の高まりなどから子どもに関係のない人が増えているため、国民全員が負担を分かち合う制度への合意を得ることが重要であり、子どもの有無で社会分断が誘引されるおそれがあることにも留意する必要がある。

ク 障がい者に対する施策の在り方

(ア) 国連の障害者権利委員会から地域移行を含めた脱施設化やインクルーシブ教育推進の勧告が出されており、施策の実施が求められている。日本は分離された社会に慣れてきたため、分離せずに合理的配慮と必要な支援が行われる社会に転換することが求められる。

(イ) 障害者権利条約を実施するため、障害者基本法について、権利条約の精神にのっとるといった文言の条文への追加や差別の定義、障がい女性の複合差別の解消の明記等の改正が求められる。さらに、地域生活やインクルーシブ教育の原則化、内閣府の障害者政策委員会の役割及び機能の明確化を行った上で、関係法令の整備が求められる。

ケ 子どもの自殺対策

(ア) 自殺者総数が減少傾向にある一方、小中高生の子どもの自殺は増えており、2020年には過去最多を更新した。子どもの自殺については、実態分析が不十分で、総合的な戦略も策定できていない状況にある。そのため、子どもの自殺対策について、実態の解明、戦略の策定、専門組織や予算の確保が必要である。

(イ) 子どもの自殺リスクには、家庭が抱えた課題が根幹にあることも少なくないため、家庭への支援も求められ、そのために学校と地域の連携が必要である。地方自治体や関係機関とともに、専門家も含めた子どもの自殺危機に対応するチームをつくる取組を全国に拡大する必要がある。

(2) 地域社会が抱える課題

ア 地域経済を成長させるための方策

(ア) 地方自治体の対応によって新たな地域間格差が生まれる傾向もある。このため、域内で基盤産業と非基盤産業の産業連関の効果を高め、所得の循環を生み出して地域経済を成長させることが重要である。

(イ) 生産機能に特化した工場は、安価で豊富な労働力を持つ海外の工場と代替される

¹¹ こども保険は、子どもの有無に関係なく一定の金額を支払うものであり、正確には保険ではないが、コスト負担を分け合うという意味では保険的な制度と言える旨、小峰参考人は述べている（第211回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第3号13頁（令5.2.22））。

おそれがあるため、研究開発機能の強化を通じて製造業の高度化を図るとともに、地域中核企業を育てていくことも必要である。

- (ウ) 地域経済を成長させるためには、地域が持つ持続可能なエネルギーや食料の供給力を活用して移住者や投資を呼び込むことも求められる。また、循環型社会に向かうためには小規模、分散、ローカルなシステムを地元から築き直すアプローチが必要である。

イ 地域間の連携とデジタル技術の活用

- (ア) 地域の在り方については、地方自治体の枠組みを超えて日常生活圏や広域経済圏が形成されている現状から、両者のかい離を埋めるための広域連携が重要となる。地域の中核となる都市や工業都市と連携し、個性ある地域の多様性をいかして、その組合せでイノベーションを生み出し、広域的な地域の自立、競争力、持続可能性を図ることが重要である。
- (イ) 都市部の限界団地と地方の限界集落をパートナーエリアとして結び付ければ、都市と中山間地域との間で、災害備蓄の融通や疎開ができるような関係が築ける。また、様々な人が社会参加して支え合うインクルーシブな地域社会の実現と、誰もが集え、きずなが生まれるようなコミュニティの拠点をつくることも必要である。
- (ウ) 地域における経済対策を進めるに当たっては、地域経済循環の様相を捉え、分析する必要がある。現在は地域間の産業連関表がつけられていないため、正確な地域経済の分析ができるよう地域間の産業連関表を再び作成することやLM3という地域経済循環を測る手法の活用が考えられる。
- (エ) 地域の本当の資源をデータベース化し、地域に秘められた底力を住民と一緒に可視化する取組が不可欠である。また、データを共有して、類似した地域の状況や成功要因の共通点を見いだせるようなシステムをつくり、問題解決につなげることが必要である。
- (オ) 地方における重要な課題は、デジタル人材の確保、育成である。地方行政にデータサイエンスは必要であり、地方自治体に養成された人材を配置すべきである。

ウ 地域公共交通と地域活性化

- (ア) 公共交通をいかすことで地域活性化のチャンスが広がる可能性がある。地方都市では、交通の不便さが不満を生み、公共交通の衰退と自家用車依存が高まり、都市がスプロール化し、結果として住民が流出するという悪循環が起きている。この悪循環を変えるため、交通まちづくりとそのための統合的な政策が求められる。さらに、交通まちづくりはSDGsの実践にもつながる。
- (イ) EUが策定したSUMP（サステナブル・アーバン・モビリティ・プラン）では、一番の目的に社会的公平性があり、誰もが社会参加できるためのモビリティ計画が重要であるとされ、そのハード面と運賃政策などのソフト面を整合的に行うことで効果を上げる統合的な政策は参考になる。

エ 公共交通に対する公的支援の是非

- (ア) 日本では、民間事業者が公共交通を運営しているが、これは大都市や高度経済成

長があって成り立ったのであり、現状では見直すべきである。また、公共交通のコストを利用者だけが負担するのは整合的ではない。公共交通についての官民の役割分担を見直すべきである。

- (イ) 公共交通の事業者に公的資金を拠出することについては、公共交通を広く公サービスとして捉え、これが維持されることによる効果を国民に理解してもらう必要がある。また、鉄道の上下分離方式は、インフラを公的に支えることで民間の力を発揮させるグローバルスタンダードであり、我が国でもその方向性を出していく必要がある。そのためにも、地方路線の存続に必要な制度や予算配分が硬直化している現状を見直すべきである。ヨーロッパでは脱炭素化に向けて、公共交通に予算をシフトすることを明確に打ち出している点も参考にすべきである。

(3) 現下の経済情勢

ア 平成経済の教訓を踏まえた政策の立案

- (ア) 平成経済を振り返って得られる教訓としては、政策は社会の認識に支えられてこそ実現するということである。平成経済は新たな課題が次々と現れたことで、実験的な対応にならざるを得なかったが、標準的な経済学の教えに反した政策は社会に大きなコストとともに、財政の悪化をもたらした。国民が経済的な課題の本質を認識するまでには長いタイムラグがあるため、正統的な経済の専門家の意見が政策に反映される仕組みやデータと分析に基づいた政策立案が必要である。前提となる経済情勢を正しく認識するためには、諸外国にあるような独立財政機関の設置を議論すべきである。

- (イ) 経済政策の目標は、成長、物価、雇用の三つを追求して国民一人一人の幸福度を上げることである。生活の余裕、仕事等がある人ほど幸福度は高いと考えられる。また、就労が困難な人たちを社会参加に導いて大きな潜在力が発揮できれば、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」にもつながるのではないかと。

イ コロナ禍と物価高による消費行動の変化

コロナ禍では子育て世帯が多い層はあらゆる面で支出を抑制している。このため、生活困窮世帯への支援とともに、子育て世帯の経済基盤の安定化も必要である。

ウ 賃金構造の変化による家計・雇用への影響と少子化対策

- (ア) 政府の物価高対策として力を入れるべきことは、賃上げへの支援である。正規雇用者でも男性大卒以上の賃金カーブは子育ての年代でフラット化してきており、家や車の購入、子どもの教育費、子どもを持つ人数等に大きな影響を与えている。将来世代が経済的に明るい見通しを立てられることが重要であり、結婚や家族形成を諦めることがないように支援することで少子化の抑制にもつながる。

- (イ) 女性の就労環境を整備すれば日本経済の底上げにつながり、ひいては消費喚起策にもなる。女性は非正規雇用が多く、正規雇用でも賃金が低いという構造的な問題を解決するとともに、出産や育児で離職しないで働き続けられる環境を整備することが重要である。

(ウ) 少子化対策として必要なことは、人口政策の新しい目標設定、効果的な財源を伴う少子化関連予算の充実、少子化問題の原因の明確化、自治体間で子育て世帯の取り合いを避け人口政策を国が行うべきこと、そして、人口減少を前提とした社会を目指すことがある。

エ 雇用のセーフティネットの強化

(ア) コロナ禍では、雇用調整助成金の特例措置が失業者の増加を防ぐために即効性、包括性がある点で有益であった。非正規雇用者は失業確率が高く、雇用保険の適用率も低いこと等から、保険料拠出を必ずしも条件としない第二のセーフティネットとして、求職者支援制度を活用することが求められる。

(イ) 第二のセーフティネットとして期待される求職者支援制度の利用が低い。コロナ禍での特例措置の継続や制度の周知が必要である。また、職業訓練を通じて社会が望む労働移動が起きる可能性や安定雇用の面など、今後も制度の点検・見直しが必要である。

(ウ) 非正規雇用者は企業内での訓練機会が乏しいことから、生産性や賃金の上昇につながる訓練機会の確保が重要である。求職者支援制度は、非正規雇用のままでスキルアップしたい人には支援が届かず、セーフティネットがほとんどないフリーランスの人もいることから、雇用形態にかかわらない支援も必要である。

5. おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限が緩和されてから、人々の日常生活や経済活動がコロナ禍前に戻りつつあるが、物価の高騰が生活基盤の弱いひとり親世帯や低賃金で働く非正規雇用者等の生活を追い詰めている。こうした人々に対しては、より実効性のある対策が早急に実施されることが求められている。

こうした中、1年目の調査会では、「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」のテーマの下で、経済情勢、家計、雇用、生活困窮、子どもの自殺、子育て世帯、障がい者、地域経済、限界集落、地域公共交通など、様々な課題を対象とし、調査を進めてきた。

調査会が掲げた3年間のテーマである「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」に向けて、諸問題に関する議論が更に深まっていくことが期待される。

(くすみ けんじ)